

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付No.
					許可第行 号
					平成 年 月 日

公園内行為許可申請書

※ 太枠内を記入してください。

平成 年 月 日				
<p style="text-align: center;">熊本市長 様</p> <p style="text-align: center;">(〒 -)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請人 団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者</p> <p style="text-align: center;">電 話 (-)</p>				
公園内において、次の行為をしたいので申請いたします。				
公園名				
行為の内容				
参加人員				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">大人 名</td> <td style="width: 30%;">・ 子供 名</td> <td style="width: 40%;">合計 名</td> </tr> </table>	大人 名	・ 子供 名	合計 名	
大人 名	・ 子供 名	合計 名		
行為の期間				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日 (: ~ :)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日 (: ~ :)</td> <td></td> </tr> </table>	平成 年 月 日 (: ~ :)		平成 年 月 日 (: ~ :)	
平成 年 月 日 (: ~ :)				
平成 年 月 日 (: ~ :)				
添付書類 (2 部)				
行為区域図 (公園を使用する場所)				

上記の申請について、次のとおり条件をつけて許可してよろしいか。

根拠法令

行為の可否 : 熊本市都市公園条例第2条第1項第 号
及び同条第4項

行為許可の条件 : 熊本市都市公園条例第2条第5項

使用料 : 不 要

許 可 の 条 件

1. 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守ること。
2. 行為中に、公園施設を滅失または、毀損したときは市長の定める額を賠償しなければならない。
3. 行為中第三者に損害を及ぼしたときは自己の責任において解決しなければならない。
4. この許可の条件に違反したときまたは施設の改良その他公益上必要のあるときは許可を取消すことがある。
5. 公園使用後は清掃し、原状に回復すること。
6. その他、パトロール職員の指示に従うこと。

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付No.
					許可第行 号
					平成 年 月 日

公園内行為許可申請書(撮影用)

※ 太枠内を記入してください。

平成 年 月 日	
熊本市長 様	
(〒 -)	
住 所	
申請人	団体名
代表者	
電 話 (-)	
公園内において、次の行為をしたいので申請いたします。	
公 園 名	
行 為 の 内 容	(カメラ台数 台)
参 加 人 員	大人 名 ・ 子供 名 合計 名
行 為 の 期 間	平成 年 月 日 (: ~ :)
	平成 年 月 日 (: ~ :)
添 付 書 類	行為区域図(公園を使用する場所・2部)・撮影内容(1部)

上記の申請について、次のとおり条件をつけて許可してよろしいか。

根拠法令

行為の可否 : 熊本市都市公園条例第2条第1項第 号
及び同条第4項

行為許可の条件 : 熊本市都市公園条例第2条第5項

使 用 料 : 熊本市都市公園条例第10条第3号

許 可 の 条 件

1. 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守ること。
2. 行為中に、公園施設を滅失または、毀損したときは市長の定める額を賠償しなければならない。
3. 行為中第三者に損害を及ぼしたときは自己の責任において解決しなければならない。
4. この許可の条件に違反したときまたは施設の改良その他公益上必要のあるときは許可を取消すことがある。
5. 公園使用後は清掃し、原状に回復すること。
6. その他、パトロール職員の指示に従うこと。

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付No.
					許可第占 号
					平成 年 月 日

公園占用許可申請書

※ 太枠内を記入してください。

平成 年 月 日		
熊 本 市 長 様 (〒 -) 住 所 申請人 団体名 代表者 電 話 (-)		
次のとおり公園を占用したいので申請します。		
公 園 名		
占 用 の 目 的	人 員 名	
占 用 の 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
占 用 の 場 所	「占用物件位置図」のとおり	
設置する工作物 その他の物件、 または施設の名称 及び構造	物件の名称	物件数 件
	構 造	「占用物件詳細図」のとおり
	占用の面積	m ²
	占用の高さ	m
	占用の長さ	m × m × 件
管 理 の 方 法	申請者において管理	
工 事 実 施 の 方 法	1. 申請者において設置 2. 請負	
工 事 の 期 間		
公 園 の 復 旧 方 法	申請者において清掃し、原状に復する	
添付書類等 (2部)	占用物件位置図と占用物件詳細図	

上記の申請について、次のとおり条件をつけて許可してよろしいか。

根拠法令 占 用 の 可 否 : 都市公園法第7条第 号
 占 用 許 可 の 条 件 : 都市公園法第8条
 使 用 料 : 熊本市都市公園条例第 条第 項

使 用 料	算出基礎
許 可 の 条 件 1. 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守らなければならない。 2. 許可なく占用目的以外の用途に使用してはならない。 3. 占用物件を第三者に転貸してはならない。 4. 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、自己の責任において解決しなければならない。 5. 許可を受けた者が都市公園を荒廃または、毀損した時は市長の定める損害額を賠償しなければならない。 6. 許可期間中であっても本市において、公益上その他必要ある時は許可を取り消すことがある。 7. 許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して許可期間満了と同時に返環しなければならない。 8. 占用期間中は、占用場所の周辺の適当な場所に、「公園占用許可書」を掲示すること。	